

平成二十五年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

---

平成二十五年九月十一日（水曜日）

---

出席委員（十四名）

委員長 前田 信 一

副委員長 奈良岡 文 英

委員 奈良 完 治

鶴賀谷 貴

藤 林 公 正

相 馬 勝 治

佐々木 政 美

浅 利 直 志

清 水 孝 夫

小 野 稔

吉 村 忠 男

工 藤 健 一

横 山 哲 英

野 呂 日出男

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町 長

総務課長選管事務局長併任

平 田 博 幸

五十嵐 晋

企 画 財 政 課 長  
税 務 課 長  
住 民 課 長  
福 祉 課 長  
建 設 課 長  
農政課長農委事務局長併任  
会計管理者会計課長兼務  
上 下 水 道 課 長  
監 査 委 員  
選 管 委 員 長  
教 育 委 員 長  
教 育 長  
学 務 課 長  
生 涯 学 習 課 長  
学校給食センター所長  
農 業 委 員 会 会 長

能登谷 英 彦  
横 山 精 逸  
三 浦 郁 雄  
齋 藤 美津昭  
対 馬 猛 清  
三 上 正 裕  
根 岸 鉄 二  
幸 田 信 雄  
神 忠 勝  
三 浦 秀 男  
田 澤 文 雄  
武 田 登  
工 藤 峰 靖  
小 杉 利 彦  
佐々木 盛 男  
工 藤 勲

---

事務局職員出席者

事 務 局 長  
補 佐

佐々木 克 治  
三 浦 孝 司

---

---

審 査 日 程

議案第六十号 平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十一号 平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十二号 平成二十四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

---

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十五年九月十一日

開 議 午前十時二十二分

○委員長（前田信一君）

おはようございます。

開会前に、住民課長より発言を求められておりますので、発言を許します。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

改めまして、皆さんおはようございます。

昨日の議案第五十八号の決算審査における浅利委員のご質問に再度お答えしたいと思います。

青森県後期高齢者医療広域連合の職員数についてのご質問であります。市町村から派遣されている職員が二十二名、臨時職員が二名の合わせて二十四名であります。以上です。

○委員長（前田信一君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件外二件を審査する予定であります。各事業会計において、収支を一括審査します。

それでは、議事に入ります。

議案第六十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第六十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要についてご説

明いたします。決算書の三百二十四ページをお開きください。

水道事業の収益的収入及び支出の決算をご説明いたします。ただし、収益的収入及び支出の決算額は消費税抜きですので、ご注意ください。

まず、収益であります。第一款水道事業収益は三億六千百三十万四千五百四十四円となっております。第一項営業収益三億五千九百万九千二百二十円のうち、第一目給水収益は三億五千二百三十二万七千二百二十三円で、うち第一節水道料金が三億四千二百七十万七千六百九十円であります。第二目その他営業収益六百六十八万一千九百九十七円のうち、第二節他会計負担金六百三十三万八千九百九十七円は消火栓修繕等負担金であり、一般会計からの繰入金であります。

第二項営業外収益二百二十九万五千三百二十四円のうち、第一目受取利息及び配当金は九十三万七千百三円で、そのうち第二節貸付金利息七十七万九千二百一十一円は、農業集落排水事業への貸付金残高一億五百六十七万八千円に対する平成二十四年度分の利息であり、第二目他会計補助金三十一万一千円は、昭和五十七年から昭和六十一年にかけて津軽広域水道企業団の諸施設建設のため借り入れした企業債の利息分を繰出基準に基づき一般会計から繰り入れしたものであります。第三目雑収益百四万七千二百二十一円の主なものは、官舎賃貸料であります。

次に、費用であります。決算書三百二十五ページをごらんください。第一款水道事業費用は三億二千六百三十四万八千七百四十四円となっております。第一項営業費用三億四十五万三百七円のうち、第一目浄配水費は一億五千七百八十一万八千四百六十六円で、そのうち第三節光熱水費が五百五十七万一千九百九十二円、第四節修繕費が二千十四万六千五百十円で、その主なものは配水管漏水等修理、消火栓修理、メーター取りかえ工事等の修繕費であります。また、第五節委託料二百三十二万八千四百四十円は、水質検査業務等の委託料であります。津軽広域水道企業団からの第六節受水費は一億二千九百二十六万九千六百八十一円となっております。第二目総係費は四千九百九十六万七千九百三十一円となっており、その主なものは第二節給料、第三節手当、第四節法定福利費の合計額であります。人件費が三千

五百二十八万八千八百四十六円、三百二十六ページに行きまして、第十一節委託料が七百六十九万九千五百二十六円で、その主なものは水道メーター検針業務や上水道台帳作成業務であります。第十三節手数料は九十八万八千五百五十二円で、その主なものは料金口座振替とコンビニ収納サービスであります。第三目減価償却費は、建物等の有形固定資産減価償却費が九千二百六十七万一千五百三十円となったものであります。

次に、第二項営業外費用であります。これは財政融資資金等の企業債の利息であり、二千四百六十三万三千九百二十二円となったものであります。

第三項特別損失百二十六万四千五百十五円であります。死亡、住所不明及び破産で徴収不能となった過年度分の水道料金を不納欠損として処分し、簿外管理とした額であります。

決算書の三百二十七ページをごらんください。次に、資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。ただし、資本的収入及び支出の決算額は消費税込みですので、ご注意ください。

収入であります。第一款資本的収入の決算額は一千九万九千円で、その内訳は第一項他会計出資金七百七万七千円、これは上水道の広域経営を促進するため、昭和五十七年から昭和六十一年にかけて津軽広域水道企業団の諸施設建設のため借り入れした企業債の元金償還分を繰出基準に基づき一般会計から繰り入れしたものであります。

第四項長期貸付金三百二万二千元は、農業集落排水事業への貸付金残高一億五百六十七万八千円に対する農業集落排水事業会計からの元金償還分であります。

次に、支出であります。第一款資本的支出は一億一千五百九十五万九百七十九円で、その内訳は第一項建設改良費四十万八千八百二十円、これは料金システム更新業務、会計システム更新業務等であり、第二項企業債償還金は一億五百五十四万二千百五十九円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億五百八十五万一千九百七十九円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

決算書の三百十二ページをお開きください。平成二十四年度藤崎町水道事業損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書とは、利益あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるもので、いわば一年間の水道事業経営の成績表であります。

下から三行目以降を見ていただきたいのですが、平成二十四年度の経営活動の結果、当年度純利益は三千四百九十五万五千八百円となったものであります。よって、前年度繰越利益剰余金はゼロ円であることから、当年度未処分利益剰余金が三千四百九十五万五千八百円となったものであります。

次に、決算書三百十四ページをお開きください。下側の平成二十四年度藤崎町水道事業剰余金処分計算書の右端の欄、未処分利益剰余金についてご説明いたします。

ただいまご説明した当年度未処分利益剰余金三千四百九十五万五千八百円を条例第二条による処分額、つまり藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例第二条により次年度以降の企業債元金償還に充当するため、全額減債積立金に積み立て処分するものであります。

決算書の三百十六ページ、三百十七ページをお開きください。平成二十四年度藤崎町水道事業貸借対照表について若干ご説明いたします。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたもので、地方公営企業法第三十条第七項で作成が義務づけられているものであります。

この貸借対照表の決算数値は企業の収益性、安全性、効率性を確認し、経営方針を決定するための経営分析を行うための材料となるものであります。一例を申しますと、経営上重要と考えられる決算数値の一つに資産の部の二、流動資産と、負債の部の三、流動負債の差額や割合、つまり不良債務や流動比率があります。三百十六ページの下から二行目、流動資産合計が一億三千四百十萬五千七百七十三円に対し、三百十七ページの上から三行目、流動負債合計が一千七百七十九万四千二百十五円でありますので、その差額が一億一千六百三十万円余りのプラスであることから、不良債務は発生

しておらず、流動資産合計を流動負債合計で割った数値、すなわち流動比率も七五三・六ポイントとなり、一〇〇ポイントを上回った状況です。

そこで、三百三十四ページの水道事業経営指標一覧表をごらんください。左側には事業の概要、施設の効率性、経営の効率性、財務状況の健全性の四項目があります。そこで訂正箇所が一カ所あります。第四項目めの「財務況の健全性」を、「財務状況の健全性」に訂正願います。

その財務状況の健全性の一番上にあります流動比率は、ただいまご説明しました七五三・六ポイントであり、昨年度より一五三ポイントの改善が見られ、平成二十四年度の水道事業の経営は一応良好といえます。この数値が一〇〇ポイント以下になった場合は不良債務の発生、つまりは資金繰りが不可能となっていることを意味し、早急かつ抜本的な経営の健全策が必要となります。ただ、平成二十三年度の類似団体の平均の数値一〇〇一・五ポイントと比較すると、数値的には若干劣っており、平成二十四年度の当年度純利益として三千四百九十五万五千八百円を計上しておりますが、現状では水道料金の引き下げは厳しい状況にあります。

ついでながら申しますと、ただいまご説明した流動比率から上の三項目め、料金回収率、給水原価、供給単価の経営の効率性の数値を見ていただきたいのですが、供給単価とは水一立方メートルでどれだけの収益を得ているかを示す数値であり、平成二十四年度は二百五十九・八円であります。一方、給水原価とは水一立方メートルをつくるためにどれだけの費用がかかっているかをあらわす数値であり、平成二十四年度は二百三十九・八円であります。つまり、藤崎町水道事業会計においては水一立方メートル当たり二十円もうけておりますが、供給単価と供給原価の割りをします料金回収率の数値は平成二十四年度一〇八・四ポイントと、現状の水道料金体系でぎりぎり水道事業に係る経費を水道料金で賄っている勘定となっております。ちなみに、類似団体平均の料金回収率九四・一ポイントは一〇〇ポイントを下回っている状況ですので、そういう水道事業にあっては水道料金以外の収入、つまり一般会計からの基準外繰入金など、すなわち税金等で賄われているであろうと考えられます。



最後に、企業債残高についてご説明いたします。決算書三百二十三ページをお開きください。

四、会計、（二）企業債及び一時借入金の概況、企業債の現在高をごらんください。先ほど資本的収支でもご説明しましたように、本年度償還額元金が一億五百五十四万二千百五十九円であったことから、平成二十四年度末未償還残高は十億九千七十一万四千四十円となったものであります。

以上で、平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（前田信一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

経営指標一覧表だとか、右の比較図といいますか、チャート図といいますか、こういうことも含めて努力されているということについては評価したいなと思っております。

質問は、現在メーター使用料をユーザーといいますか利用者といいますか、から取っておるんですけれども、まず地上式のほうが冬は積雪があるので、それでも水が漏れているとか、そういうのがわかりやすいなどは思っておるんですけれども、地上式といわゆる従来の地下式といえども、そういうのと取りかえれば企業会計でどのぐらいの単価がそれぞれしていて、どのぐらい違うんですか。個々に、うちのを地上式にしてくれというふうに言ったら取りかえるんですか。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

地下式から地上式に交換したいという人がおりましたら、すぐに交換いたします。ただし、メーター使用料が若干高くなるという状況になります。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一点、私が聞いているのは、企業として、企業というのは公営企業として、役場の水道課として、入札なんかで買っているわけでしょう。買っているというか、メーターを。その単価はどれぐらい違いがあるんですかということを知っているんですけども。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

メーターの購入単価というのは、二十ミリの場合、これは落札率が四二・四%だわけですけれども、二十ミリで地下式は一戸当たり二千三百三十一円でございます。地上式は、これも落札率が四二・七%ですけれども、税込みで一万一千四十六円となっております。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

平成二十四年度と二十五年度で新会計システムを構築するということで、ページ数でいけば三百二十三ページに記載があるところなんです、新会計システム構築、前の東芝から扶桑電通といいますか、富士通系列にかえるという説明も受けてはおるんですけども、新会計システムで大きく変わる点とか、そういう点もあるんだろうというふうに聞いて

はおるんですけれども、具体的にどういう点が大きく変わるのかということ。それから、もう二十四年度もシステム移行がどれぐらい進んだのかという、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

これは四十数年ぶりの地方公営企業法の大改正がございまして、具体的には大体十一項目ほどの大幅な改正があるということでございます。例えば、資本の捉え方が変わるとか、あるいはまた今までみなし償却をやっていた部分が今度は全償却になるとか、そういったところのものが大幅に変わるということで、その具体的な説明については今調整中でございます。条例の改正もございまして、また具体的なものについては十二月の議会には報告したいと思っております。現在の進行状況でありますけれども、システム的には大分完成してきてございます。昨年とかでやっておりますので。ただ、あと最後の詰め、あるいはまた条例の改正等の作業を今進めているところでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

三百二十四ページの収益的費用明細の中の他会計補助金、水道事業会計は三十一万一千円だと。これは基準内繰入金なんですよということなんですけれども、その説明の中で五十七年から六十一年分の利息分と何か説明されたような記憶があるんですけれども、その後の利息というのは基準内利息も払っていますよね。払っているんですけれども、それは基準内の他会計から補助金を受けるべきものではないんですか。その辺はどの辺が基準にしてルールをやっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

先ほどもご説明しましたように、この水道企業団が昭和五十七年から昭和六十一年にかけて広域水道企業団の諸施設の建設のため借り入れした企業債の利息分というものを基準に基づき出しているわけですけれども、これはたしか三十分の七でしたか、その分のものは一応一般会計から繰り入れるわけですけれども、その分については普通交付税から措置されるということで繰り入れるものでございます。ただ、その他の部分については、やはり水道事業ということで料金収入で賄っているということでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十一号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、議案第六十一号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要をご説明いたします。

決算書の三百五十八ページをお開きください。農業集落排水事業の収益的収入及び支出の決算をご説明いたします。ただし、収益的収入及び支出の決算額は消費税抜きですので、ご注意ください。

まず、収益であります。第一款集排事業収益は二億四千八百八十八万四千四百八円となっております。第一項営業収益一億六百三十八万六千六百七十八円のうち、第一目集排使用料は八千九百五十三万三千六百七十八円であり、また、第二目雨水処理負担金は雨水処理に要する資本費に相当する額を一般会計からの基準内繰入金として千六百七十四万二千円を繰り入れたものであります。

第二項営業外収益一億四千二百四十九万七千七百三十円のうち、第一目他会計補助金は基準内繰入金及び基準外繰入金の合計額の一億四千百十九万八千円であります。基準内繰入金とは、総務省の地方公営企業繰出金についてという通知に基づき、一般会計が当然繰り出すべき繰出金であり、その繰出金の一部については一般会計に対し国から地方交付税措置等があるものであります。問題は基準外繰出金であります。上下水道課としても、この基準外繰出金二千三百二十七万三千円をいかに少なくするかが農業集落排水事業会計の最大の経営課題と考えております。ちなみに、基準外繰出金を減らす方策としては、一つ目には下水道加入率の向上、二つ目には集排使用料の値上げが挙げられます。

三百五十二ページをお開きください。中ほどに下水道接続（人口）の状況がございます。最高の接続率は常盤処理地区の八六・五ポイントですが、農集排全体の接続率平均は平成二十四年度末現在六八・二ポイントとなっております。

そこで、三百六十八ページをお開きください。農業集落排水事業経営指標一覧表の左側の施設の効率性の二項目め、水洗化率をごらんください。農業集落排水事業の水洗化率は昨年度より一・一ポイント向上し、六八・二ポイントとなりましたが、類似団体平均八〇・四ポイントと比較すると大分低い接続率となっております。よって、基準外繰出金を減らす方策としましては、現状では使用料を値上げせず、監査委員からの決算審査意見書にもありましたように、加入促進を図るべく鋭意努力していきたいと考えております。

三百五十九ページをお開きください。次に、資本的支出の費用であります。第一款集排事業費用は二億三千九百七十九万五千八百二円となっております。第一項営業費用一億七千六百七十七万九千六百六十五円のうち、第一目管渠

費は一千六十四万七千八百四十四円で、これは町内に三十三カ所ある農業集落排水関連マンホールポンプ場等に係る諸経費であります。次に、第二目処理場費は四千二百五十九万六千九百九十円で、これは町内に七カ所ある処理場に係る諸経費であります。その主なものとしましては、第四節委託料千三百八十万九百二十円、これは各処理施設維持管理業務や水質検査業務等の委託料であり、第五節手数料六百二十四万四千八百七十四円、これは汚泥を肥料化する経費である汚泥収集運搬や脱水汚泥運搬処分、汚泥肥料製造の手数料であります。また、第六節修繕費六百四十七万六千六百六十円、これは中島地区処理場曝気攪拌ポンプ修理等の修繕費であります。三百六十ページの第三目総係費が千九百五十九万四千六百四十五円となっており、その主なものは第一節給料、第二節手当、第三節法定福利費の合計額であります人件費が千七百三十八万八百三十三円、第九節負担金が百五十七万七千六十二円で、これは飯田・林崎処理施設維持管理費負担金等であります。第四目減価償却費は、建物等の有形固定資産減価償却費と無形固定資産減価償却費の合計額が九千八百八十四万九百八十六円となったものであります。

次に、第二項営業外費用であります。第一目支払利息六千七百八十八万六千四百九十一円、これは財政融資資金等の企業債利息と、水道事業からの長期借入金残高一億五百六十七万八千円に対する平成二十四年度分の利息の合計額であります。

また、第三項特別損失十六万八千四百四十六円ありますが、死亡、住所不明及び倒産、破産で徴収不能となった過年度分の集排使用料を不納欠損として処分し、簿外管理とした額であります。

決算書三百六十一ページをごらんください。収益的収入及び支出の決算についてご説明いたします。ただし、収益的収入及び支出の決算額は消費税込みですので、ご注意ください。

収入であります。第一款資本的収入は九千五百九十八万二千元で、その内訳は、第一項企業債は常盤地区処理施設機能強化事業に係る下水道事業債千三百六十万円と減価償却期間と起債償還期間との乖離を補填する資本費平準化債四千万円の合計額が五千三百六十万円となったものであります。

第二項出資金の二千九百七十五万円、これは一般会計から繰り入れられた農業集落排水事業の地方債償還元金に係る繰入金であり、第三項補助金千二百六十三万二千円は常盤地区処理施設機能強化事業に係る県補助金であります。

次に、支出であります。第一款資本的支出は二億四百八十六万八千七百七十三円で、その内訳は第一項建設改良費三千百五十七万二千円、これは常盤地区処理施設機能強化事業費及び新会計システム構築費であります。

第二項企業債償還金一億七千二十七万四千七百七十三円、第三項他会計借入金償還金三百二万二千円は、水道事業からの貸付金残高一億五百六十七万八千円に対する元金償還分であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億八百八十八万六千七百七十三円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

決算書の三百四十六ページをお開きください。平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書は、利益あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるもので、いわば一年間の農業集落排水事業経営の成績表であります。

下から三行目以降を見ていただきたいのですが、この一年間の経営活動の結果、平成二十四年度の当年度純利益は九百八万八千六百六円となったものであります。ただし、農業集落排水事業の平成二十三年度末の繰越欠損金が二億八千三百八十七万五千三百六十円であることから、当年度純利益はこの繰越欠損金に充当しますので、その結果、平成二十四年度末の未処理欠損金は二億七千四百七十八万六千七百六十三円となるものであります。

決算書の三百五十ページ、三百五十一ページをお開きください。藤崎町農業集落排水事業貸借対照表について若干ご説明いたします。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたもので、地方公営企業法第三十条第七項で作成が義務づけられているものであります。

この貸借対照表の決算数値は企業の収益性、安全性、効率性を確認し、経営方針を決定するための経営分析を行うための材料となるものであります。経営上重要と考えられる決算数値の一つに、三百五十ページ、資産の部の二、流動資産と、三百五十一ページ、負債の部の四、流動負債の差し引き額、つまり不良債務があります。三百五十ページの下から二行目、流動資産合計五千五百七十三万三千九百二十六円に対し、三百五十一ページの上から八行目、流動負債合計が千六百六十八万一千八百九円であることから、その差し引き額がプラスの三千九百五万二千百十七円となり、不良債務は発生しておりませんが、農業集落排水事業の経営は辛うじて健全性を保っている状況といえます。この数値がマイナスになった場合、不良債務の発生、つまりは資金繰りが不可能となっていることを意味し、早急かつ抜本的な経営の健全策が必要となります。

次に、企業債残高についてご説明いたします。決算書三百五十七ページをお開きください。（二）企業債及び一時借入金の概況、（ロ）企業債の残高をごらんください。先ほど資本的収支でご説明しましたように、本年度借入金が五千三百六十万円、本年度の償還額が一億七千二十七万四千百七十三円であったことから、平成二十四年度末の企業債残高は三十億二千八百九十六万三千三百四十一円となったものであります。

以上で、平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（前田信一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

説明で貸借対照表も不良債務が出ているかどうかを見る見方といいますか、そういう数字上の見方もお示ししていただいたんですけれども、ちょっと私わからなかったんですけれども、三百五十ページの貸借対照表の資産の部ですね、こ



の無形固定資産ってありますよね。その下に電話加入権もあるんですけども、今はあるようなないような、だから無形固定資産なのかなと思っているんですけども、聞きたいのは施設利用権に八千四十三万円ほどだと言っている何かの根拠、あるんですか。前からこうだからこうなんですか。その辺わかりましたらお知らせ願いたい。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

今、無形固定資産の説明を求められましたけれども、そのことについて具体的なものについては三百六十二ページをお開きください。そこの固定資産の明細書、（二）無形固定資産、資産の種類、施設利用権、電話加入権、その他無形固定資産、この三本でありますけれども、施設利用権というのは飯田・林崎処理場の建設負担金のことを言っております。藤崎町では共同で飯田・林崎の処理場をつくったわけですけれども、その負担額、その分の利用権を減価償却しているということでございます。そのほか、電話加入権、その他無形固定資産というのは、林崎分の下水道台帳をつくったときの減価償却ということでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

わかりました。飯田・林崎分の共同でつくった分だということでもあります。

参考資料に出していますこの類似団体との比較というふうに、水道会計でもお示ししていたんですけども、この類似団体というのは、ここでは類型区分d2だとか書いているんですけども、有収水量密度だとかわからないあれがあるんですけども、おおよそどういう、人口が同じで集落密度が同じでとか、そういうのが類似団体になるんですか。その辺、類似団体の、せっかくつけてくれた資料に対して質問するのも大変恐縮なんですけれども、どういうことなん

でしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

その三百六十九ページのところに若干、藤崎町の平成二十三年度の処理区域内人口七千九百三十九人、使用開始後年数二十五年、有収水量密度一・四千立方メートル・パー・ヘクター、これが類型区分でd2に属するという事でございまして、全国の処理施設をこの処理区域内人口が似通ったもの、あるいはまた供用開始年数が似通ったもの、有収水量密度が似通ったものを要するに類似団体というわけですが、集排に関していえばd2に属する市町村、この近辺市町村でいえば弘前市とか五所川原市、十和田市、平川市、藤崎町、田舎館村、鶴田町、これがd2に属します。板柳町の場合については多分この供用開始の年度がごく最近ですので、このd2の分類には入っていないということでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

三百五十ページの貸借対照表について伺いますけれども、流動資産の合計が五千五百七十万ほど、それから未払い金、流動負債が千六百六十八万円ほど、差し引き三千九百万ほどあるので、辛うじて健全経営を保っているという説明でしたけれども、損益計算書を見れば営業収益が一億六千万ほどで、繰り越しの欠損金が、一億の営業収益にもかかわらず、欠損金が二億七千万ほどあると。単年度で見ればとても健全経営というふうには思えないんですけれども、その点についてはどういう見解でしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

まず、貸借対照表のほうからですけれども、まず未収金、これ企業会計であれば発生主義ということをごさいますて、未収金はワンイヤールールで、一年以内に債権化されるということになるわけですから、ただ、実際には不良債権分もありますので、この辺の数字はちょっと疑わしいところがあるんですけれども、今、差し引きが三千数百万、これは大分、内部留保資金的な数字で捉えております。三千万があればこれは大分安定した経営かなという、今後いろいろ更新事業とかかかってくれば、この辺ちょっと心もとない状況にはございます。ただ、今おっしゃいました未処理欠損金が二億七千万あるということですから、これは会計処理上、水道事業が集排から大体一億数千万借りているわけですから、これが全て、そのうちの二億七千万の一億以上が水道事業から借りている資金ということをごさいますて、この辺を差し引きますと大体一億円少々かなと思っておりますので、このことを勘案しますと、早く水道事業に集排が返してしまえばこの未処理欠損金も減ってくるということをごさいますので、現状では、帳簿上のことをごさいますけれども、安定していると言わざるを得ないのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

そうすれば、この未収金と未払い金の内容はどのような内容でしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。まず、未収金でございますけれども、決算書でいけば三百五十五ページを開いていただきたいんで

すけれども、大体、今捉えている数字が一千九百六十四万四千七百五十円ということは未収金の合計額の計で未収金の額を捉えておりますが、その内訳というのは大体、使用料の分が現年、過年度合わせまして五百七十二万円、あとあるのが営業外未収金が一千三百九十二万ほどあるんですけれども、これは機能強化の分の補助金がまだ三月三十一日入ってきておりませんので、その分についてはまだ未収金として計上しております。その他未収金については、これ百二十九万一千五百円あるわけですけれども、これは柵処理施設の流量計が雷によって壊れたんですけれども、その保険料収入が入ってきていませんでしたので未収金に上げております。

それと、未払いについてはちょっと額は捉えていたんですけれども、その内訳まではちょっと捉えておりませんでした。というのは、これ三月三十一日現在で払われていなかったものに対するものが一千六百万ほどあるということでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それでは、三百五十八ページの収益費用明細書の他会計補助金で、基準外繰入金が二千三百二十万ほどで、これがもし入ってこなければ赤字会計、赤字決算になるということなんですけれども、先ほどからの説明では辛うじて健全経営を保っているということなんですけれども、仮にこの基準外繰入金が入ってこなければ欠損金が膨らんでいくという形になるんですけれども、要するに先ほど上下水道課長も言ったように、この繰入金を減らすことが最大の課題だという説明でしたけれども、辛うじて健全経営を保っているというふうな表現よりも、もっと危機的な感覚でもって加入率の向上を目指したほうがいいと思うんですが、その点どういう見解でしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ただ、危機感は持って対処しております。というのは、集排についても下水道についても、藤崎町の場合、受益者負担というものが取っておりませんでした。こういうものを考え合わせますと、基準外繰出金、あるいはまた税金の投入というものもあろうかなと思っております。ただ、やはり非常に厳しい経営環境には変わりませんので、今後とも切り詰めるなど努力していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

最後に、集落排水の会計に関して、町長はどういう見解をお持ちなのか伺って終わりにいたします。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

決して上下水道課長も楽観的な考え方は持っていないと思っております。歴代の村長あるいは町長が議会の理解、あるいは町民の生活基盤の向上、あるいは環境整備という絡みで、公共下水道あるいは集落排水をずっと整備してきたと思っております。残念ながら財政厳しい、どこの市町村もそれに目がけてきていますけれども、我が町は大体のところ集落排水も公共下水道も本管工事等が整備されているところでございます。この上は環境的なこと、あるいはあずましい生活空間をもっともっと町民にPRしながら、まずは本管につないでいただくことを最善の努力をすべきだと思っておりますので、関係課にはその都度その都度、広報、あるいはきょうは私のところに午前中決裁しにきた上下水道課の職員もいましたけれども、もう入っていないところはマップに落としなさいと、マップに落として、例えば老夫婦世帯なんかはなかなかいろいろ何回行ってもなかなかつなげないだろうと、ただ、若い人がいて、そういうところには皆さんが

努力しなさいというような指導もしています。そういう意味で、奈良岡委員のご指摘のとおり、今後とも鋭意努力に努めたいと思っております。財政的には非常に厳しいと、私は水道会計、あるいは農集排、あるいは公共下水道、長期債分が七十億超えていますので、財政的には厳しいものと私は思っております。そういう意味では健全化に向けて最善の努力をしていきたいと思っております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

町長もお答えになっていたんですけれども、この類似団体の比較を見ても、水道会計は負債も残っているけれども、経営的には安定してお金まで貸しているんですから安定しているんです。

私が聞きたいのは、加入率を促進すると、鋭意努力すると課長が言っておりましたけれども、具体的に何をどう、何か余りはっきりよく見えない。努力がよく見えないんですけれども、どういう努力をなさろうとしていらっしゃるのかということを取りあえずお聞きしたいと思えます。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。料金の値上げができないのであれば、やはり加入促進しかないということで、今年度、アンケート調査を実施することにいたしております。というのは、例えば集排でいえば、ちょっと接続率が低い福富地区と中野目地区についてアンケート調査をしております。現在進行形でございます。そこで、まずなぜ接続できないのかと、今後とも接続する予定があるのか、そういったものをアンケート調査いたしまして、今後の加入率促進につなげていきたいと。

それともう一つ、二、三カ月に一回、広報でもいろいろ、ことしから広報をしております。そういった努力をいたしております。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

広報、それからアンケート調査で意向を確認する。あと、ここでは集落ごとの加入率というのを出していますので、議員の皆さんも、私も含めて状態がわかると思っておりますけれども、町内会だとかの総会もありますので、そういうところに出かけるということも含めて、ぜひ鋭意努力をしてほしいと思います。町長はもちろん出かけている、座談会やっているみたいですので。

それで、私が次に聞きたいのは、本管につないでほしいというふうに町長、そういう努力が必要です。でも、単独浄化槽といいますか、そういうのに加入してしまって、もうそっちさつながねじゃと、まだ五十万円もかかるんだばやらいねじゃというような人もまず多いわけですよ。それからもう一つ、最近、常盤でもいろんな団地というか、民間活力による団地できていますよね。そういう場合、その周辺の農家の人でも、低農薬米つくっているんだけど、みんな単独の浄化槽はやっているんだと思いますけれども、水流れてきて困るの、これどすのやというふうな苦情を受けたこともございます。私が聞きたいのは、そういう本管を延ばせないとかそういうこともあるんだらうけれども、本管を延ばすような投資をするのか、あるいはまた振興住宅地、四軒でも五軒でも新しいところをつくる場合は事前に何かそれを単独じゃなくて集合合併槽だとか、何かかんかもっと改善する方策がないのかどうか、その辺はどういう検討をなさっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

実は先月の末に若柳地区、これは編入合併になった地域なんですが、あの小さい集会所に十一人も集まりました。地域の声を吸い上げるには一人一人から聞いたほうが良いということで、私が座長になって一人一人から聞いた中では、二、三人の方から、青森から生活圏である常盤地区、藤崎町に編入になりましたけれども、まだメリット感が全くないと。町長さん、どうなのでしょう、ここに例えば公共下水道なり、あるいは集排水なり、本管をつないでいただけませんかという声もありました。私はそのとき、こういう答え方をしています。常盤地区全体で百三十二世帯が公共下水道あるいは集排につなげない、新築した家とか、あるいは既存の家もありますけれども、あります。その中で、その全ての人たちからおおむね本管もつないでいただきたいし、私たちも本管つないだらまずその本管につないで、生活空間あるいは環境美化のために協力したいという声がどんどんどんどん盛り上がってくれば、行政は動きますよと。ただ、今の現状では、本管つないでも一割二割しかつなげないのであれば、なかなか大枚の資本を投入して工事もできないような財政状況にはあるというようにお話もさせていただきました。ただ、今後、例えば数十件が固まって住宅整備する場合には、浅利委員が今おっしゃった合併浄化槽、そういうのを有効活用できるかできないか、その辺は上下水道担当課長あるいは関係課といろいろ詰めていきたいと思っております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。



上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、議案第六十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百九十二ページをお開きください。下水道事業の収益的収入及び支出の決算をご説明いたします。ただし、収益的収入及び支出の決算額は消費税抜きですので、ご注意ください。

まず、収益であります。第一款下水道事業収益は二億一千三百六十五万三千四百八十五円となっております。第一項営業収益一億四百七十九万五千三百四十四円のうち、第一目下水道使用料は八千七百九十九万五千六百六十七円であり、また第二目雨水処理負担金は雨水処理に要する資本費に相当する額を一般会計から基準内繰入金として一千五百三万三千円繰り入れしたものであります。第三目その他営業収益百七十六万六千六百七十七円のうち、第二節雑収益が百二十八万二千六百七十七円で、その主なものは平成二十三年度分岩木川流域下水道維持管理費負担金の精算還付金であります。

第二項営業外収益一億八百八十五万八千四百四十一円のうち、第一目他会計補助金は基準内繰入金及び基準外繰入金の合計額の一億八百八十四万七千円であります。先ほど農業集落排水事業会計でもご説明しましたように、基準内繰入金とは総務省の地方公営企業繰出金についてという通知に基づき、一般会計が当然繰り出すべき繰出金であり、その繰出金については一般会計に対し、国から地方交付税措置等があるものであります。問題は基準外繰出金であります。上下水道課としても、この基準外繰出金一千百九十八万五千円をいかに少なくするかが下水道事業会計の最大の経営課題と考えております。ちなみに、基準外繰出金を減らす方策としては、一つ目には下水道加入率の向上、二つ目には下水道使用料の値上げが挙げられます。

三百八十六ページをお開きください。中ほどに下水道接続（人口）の状況がございます。藤崎地区七五・二ポイント、

常盤地区五七・二ポイントで、平均で七二・七ポイントとなったものであります。

そこで、四百六ページをお開きください。下水道事業経営指標一覧表の左側の施設の効率性の二項め、水洗化率をごらんください。下水道事業の水洗化率は昨年度より一・〇ポイント向上し、七二・七ポイントとなりましたが、類似団体平均八八・〇ポイントと比較すると大分低い接続率となっております。よって、基準外繰出金を減らす方策としては、現状では使用料を値上げせず、監査委員からの決算審査意見書にもありましたように、利用者の普及を目指し、鋭意努力していきたいと考えております。

決算書三百九十三ページをごらんください。次に、収益的支出の費用であります。第一款下水道事業費用は二億四百二十四万五千七百七十九円となったものであります。第一項営業費用一億三千六百九十一万七千四百八十五円のうち、第一目管渠費五百五十七万一千百四十四円は、町内に十五カ所ある公共下水道関連マンホールポンプ場に係る諸経費であります。第二目総係費は四千九百一十一万二千八十一円となったものであります。その主なものは、第一節給料、第二節手当、第三節法定福利費の合計額であります。人件費が一千三百九十二万四千二百五円、第七節負担金三千四百四十六万八千二百六円の主なものは岩木川流域下水道維持管理費負担金であります。

決算書三百九十四ページの第三目減価償却費は、建物等の有形固定資産減価償却費と無形固定資産減価償却費の合計額が八千二百二十三万四千二百六十円となったものであります。次に、第二項営業外費用であります。これは財政融資資金等の企業債利息が六千七百九万七千七百十六円であります。

第三項特別損失二十三万五千七百八十八円であります。住所不明や倒産で徴収不能となった過年度分の下水道使用料を不納欠損として処分し、簿外管理とした額であります。

決算書三百九十五ページをごらんください。資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。ただし、資本的収入及び支出の決算額は消費税込みですので、ご注意ください。

収入であります。第一款資本的収入の決算額は一億四千六十九万二千円で、その内訳は、第一項企業債は岩木川流域

下水道建設に係る下水道事業債が四百二十万円、国の公費負担見直しに係る下水道事業債特別措置分が千三百九十万円、減価償却期間と起債償還期間との乖離を補填する資本費平準化債が七千九百万円で、その合計額が九千七百万円となったものであります。

第二項出資金の四千三百五十九万二千円、これは一般会計から繰り入れられる下水道事業の地方債償還元金に係る繰入金等であります。

次に、支出であります。第一款資本的支出は二億二千七百三十五万三千七百九円で、その内訳は第一項建設改良費九百四十七万六千二百五十円、これは岩木川流域下水道建設負担金及び新会計システム構築費であります。

第二項企業債償還金は二億一千七百八十七万七千四百五十九円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千六百六十六万一千七百九円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

決算書の三百八十ページをお開きください。平成二十四年度藤崎町下水道事業損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書とは、利益あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるもので、いわば一年間の下水道事業経営の成績表であります。

下から三行目以降で見ていただきたいのですが、この一年間の経営活動の結果、平成二十四年度の純利益は九百四十万七千七百六円となったものであります。平成二十三年末の繰越利益剰余金がゼロ円であることから、当年度未処分利益剰余金は九百四十万七千七百六円となったものであります。

次に、決算書三百八十二ページをお開きください。下側の平成二十四年度藤崎町下水道事業剰余金処分計算書の右端の欄、未処分利益剰余金についてご説明いたします。

ただいまご説明しました当年度未処分剰余金九百四十万七千七百六円を条例第二条による処分額、つまり藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例第二条により、次年度以降の企業債償還に充当するため、全額、減債積立金に積

み立て処分するものであります。

次に、決算書の三百八十四ページ、三百八十五ページをお開きください。藤崎町下水道事業貸借対照表について若干ご説明いたします。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたもので、地方公営企業法第三十条第七項で作成が義務づけられているものであります。

この貸借対照表の決算数値は企業の収益性、安全性、効率性を確認し、経営方針を決定するための経営分析を行うための材料となるものであります。経営上重要と考えられる決算数値の一つに、三百八十四ページ、資産の部の二、流動資産と、三百八十五ページ、負債の部、四、流動負債の差し引き額、つまり不良債務があります。三百八十四ページの下から二行目、流動資産合計三千四百三十八万六千六百三十二円に対し、三百八十五ページの上から七行目、流動負債合計が七百十八万六千六百八十九円であることから、その差し引き額がプラスの二千七百十九万九千九百四十三円となり、不良債務は発生しておりません。しかしながら、下水道事業の経営は辛うじて健全性を保っている状況といえます。この数値がマイナスになった場合、不良債務の発生、つまりは資金繰りが不可能となっていることを意味し、早急かつ抜本的な経営の健全化策が必要となります。

次に、決算書三百九十ページをお開きください。企業債残高についてご説明いたします。

(二) 企業債及び一時借入金の概況、(ロ) 企業債の残高をごらんください。先ほど資本的収支でご説明しましたように、本年度借入高が九千七百万円、本年度の償還額が二億一千七百八十七万七千四百五十九円であったことから、平成二十四年度末の企業債残高は三十億五千四百七十三万三十二円となったものであります。

以上で、平成二十四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（前田信一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

企業債全体としては、未償還残高は三十億ぐらいあるんでしょうか。それで、私が聞きたいのは、この間も借りかえというのは進めてきていますよね。つがる弘前農協だとか東信だとかも含めて借りかえを進めているんですけども、一覧表の三百九十八だとか三百九十九ページを見ますと、まだ四・六だとか四・九〇、貸し元は財政融資資金って大蔵省だと思っておるんですけども、こういうのは借りかえというか、つまりチャート図を見ても利子の負担が大きいとかという問題、これだけじゃないんだろけれども、この借りかえというのを進められないんでしょうか。進められないとすれば、その原因はどの辺にあるのか。大蔵省がうんと言わないからなのかどうか。その辺をお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

借りかえが進んだというのは、平成十九年度から平成二十一年度までの三年間、国が臨時特例措置ということで保証金なし繰り上げ償還を実施しております。その際に、五％以上の利率の起債についてはその残存期間だけもう一回借りかえてもいいですよということで実施しております。ただ、この三年以降については五％のものがございませんので、行っておりません。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすると、五％以上は保証金も積まなくてでも借りかえを認めてあげますよと、五％以下のは認めませんよと、比較

的、平成元年だとか発効日は古いほうですよ。だから、聞いているのは、借りかえを認めるか認めないか、基準を決めているのは大蔵省なんでしょう、それ。大蔵省がうんと言え借りかえはできるんでしょう。そここのところ、五%以下に下げさせる全国的な努力だとか、町村会でまとまって三%以上認めるじゃとか、そういう働きかけがあるのかどうか、それについてもお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

極めて低利息、納めるときは低利率、それから借入すれば利息になりますけれども、そういう時代でございます。今、浅利委員がお話ししたことは私も平素そう思っております、町村会であればそういう場面で私のほうからも発言していきたいし、あるいはまたその都度その都度、我が藤崎町には補佐官もいますので、浅利委員も同行しながらそういう要望もまた申し出ていきたいと思っております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。今まで議決いただきました本決算に対する決算特別委員会の報告については、副委員長と本職にご一任願いたいと思っておりますが、これについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午前十一時四十分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日 出 男

委 員 長 前 田 信 一